

2016年度三六協定締結に向けた事前対応

2016年度三六協定締結時間数について、今年度においては地方段階で整理を行うこととなったことから、三六協定締結に当たっての「目安時間」について次のとおりとする。

目安時間等

1 信越エリア本部

(1) 一般協定の協定内容

| 1日 | 2か月 | | | 1年 (非番日労働を含む) |
|-----|------|-----|----|------------------|
| | 時間数 | 非番日 | 休日 | |
| 3時間 | 81時間 | 2日 | 2日 | 360時間 |

(2) 特別条項の協定内容

| 1日 | 2か月 (非番日労働を含む) | 1年 (非番日労働を含む) |
|-----|-------------------|------------------|
| 4時間 | 101時間 | 480時間 |

2 新潟支店、長岡支店、長野支店及び松本支店

(1) 一般協定の協定内容

| 1日 | 2か月 | | | 1年 (非番日労働を含む) |
|-----|------|-----|----|------------------|
| | 時間数 | 非番日 | 休日 | |
| 3時間 | 81時間 | 2日 | 2日 | 350時間 |

(2) 特別条項の協定内容

| 1日 | 2か月 (非番日労働を含む) | 1年 (非番日労働を含む) |
|-----|-------------------|------------------|
| 4時間 | 101時間 | 480時間 |

2016年度三六協定について

2016年度三六協定の締結時間数については、2015年度の状況を勘案しつつ、勤務時間管理の徹底、業務改善、特定の社員への時間外労働の偏りの是正等を図ることにより、以下の時間数を目安として締結する。

なお、2015年度との変更点等については別紙のとおり。

1 締結期間及び締結時期

次の各期間について、2016年度分を2016年3月中に締結する。

- (1) 1年間を一定期間とする協定
2016年4月1日～2017年3月31日
- (2) 2か月間を一定期間とする協定
4月／5月、6月／7月、8月／9月、10月／11月、12月／1月及び2月／3月の各2か月

2 締結する内容

- (1) 1年間を一定期間とする協定
 - ア 時間外労働又は休日労働をさせる必要のある具体的事由
 - イ 業務の種類
 - ウ 労働者の数
 - エ 1年間の最高時間数
 - オ 特別条項
 - カ 時間外労働が1年360時間を超過した場合の割増賃金率
- (2) 2か月間を一定期間とする協定
 - ア 時間外労働又は休日労働をさせる必要のある具体的事由
 - イ 業務の種類
 - ウ 労働者の数
 - エ 1日の最高時間数
 - オ 2か月の最高時間数
 - カ 休日労働日数
 - キ 特別条項
 - ク 時間外労働が2か月81時間を超過した場合の割増賃金率

3 協定書に記載する時間外労働又は休日労働をさせる必要のある具体的事由

- ア 業務繁忙によりサービスの提供に支障があるとき
- イ 営業上必要なとき
- ウ 時期的、時間的に加重する業務を処理するため必要なとき
- エ 機械若しくは施設等の障害等により業務遂行上必要なとき
- オ 災害等のため臨時の必要あるとき
- カ 人員の繰り合わせ上必要なとき

- キ 担当業務の性格上代替者がいないとき
- ク 各種の会議、研究会、研修、訓練、試験及び検査等の場合で必要なとき
- ケ その他急速に処理する業務のため必要なとき

4 目安時間等（一般協定及び特別条項）

締結する時間外労働時間数・休日労働日数・非番日労働回数の目安については、いずれも地方段階で整理する。

5 特別条項適用について

(1) 特別条項を適用する場合の適用項目

- ア 事故処理、機器・システム障害対応
- イ 犯罪対応
- ウ 災害対応
- エ 重大な顧客対応
- オ 重度の交通障害
- カ 感染症流行時の業務運行確保
- キ 保険金の請求案内等に関するお客さま対応
- ク 西日本情報管理センターの廃止に伴う臨時的業務への対応

(2) 2か月間の特別条項を適用する回数

3回

(3) 特別条項を適用する際の手続き

過半数労働組合（過半数労働組合がない場合は「社員代表」）に通知

※ 2016年度の「三六協定の特別条項適用事例集」については、2015年度のものと同内容を基本とし、三六協定締結の際、過半数労働組合支部（過半数労働組合がない場合は「社員代表」）に手交する。

6 割増賃金率について

時間外労働の時間数が2か月81時間・1年360時間を超えた場合の割増賃金率は、いずれも3割5分とする。

7 スケジュール（予定）

(1) 2016年2月下旬まで

地方段階で、次年度の三六協定の「目安時間」について整理

(2) 2016年3月上旬～3月中旬

支店等で支部交渉

(3) 2016年3月中旬～3月下旬

協定締結完了

別紙

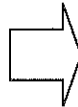
三六協定における変更点等

1 締結する内容

① 1年間を一定期間とする協定

現在（2015年度）

- ア 時間外労働又は休日労働をさせる必要のある具体的事由
- イ 業務の種類
- ウ 労働者の数
- エ 1年間の最高時間数
- オ 特別条項
- カ 時間外労働が1年360時間を超過した場合の割増賃金率



2016年度

同様

② 2か月間を一定期間とする協定

現在（2015年度）

- ア 時間外労働又は休日労働をさせる必要のある具体的事由
- イ 業務の種類
- ウ 労働者の数
- エ 1日の最高時間数
- オ 2か月の最高時間数
- カ 休日労働日数
- キ 特別条項
- ク 時間外労働が2か月81時間を超過した場合の割増賃金率



2016年度

同様

2 時間外労働又は休日労働をさせる必要のある具体的事由

① 一般協定

現在（2015年度）

- ア 業務繁忙によりサービスの提供に支障があるとき
- イ 営業上必要なとき
- ウ 時期的、時間的に加重する業務を処理するため必要なとき
- エ 機械若しくは施設等の障害等により業務遂行上必要なとき
- オ 災害等のため臨時の必要あるとき
- カ 人員の繰り合わせ上必要なとき
- キ 担当業務の性格上代替者がいないとき
- ク 各種の会議、研究会、研修、訓練、試験及び検査等の場合に必要なとき
- ケ その他急速に処理する業務のため必要なとき



2016年度

同様

② 特別条項

| 現在（2015年度） | 2016年度 |
|--|-------------------------------------|
| ア 事故処理、機器・システム障害対応 | ア 事故処理、機器・システム障害対応 |
| イ 犯罪対応 | イ 犯罪対応 |
| ウ 災害対応 | ウ 災害対応 |
| エ 重大な顧客対応 | エ 重大な顧客対応 |
| オ 重度の交通障害 | オ 重度の交通障害 |
| カ 感染症流行時の業務運行確保 | カ 感染症流行時の業務運行確保 |
| キ 保険金の請求案内等に関するお客さま対応 | キ 保険金の請求案内等に関するお客さま対応 |
| ク <u>支店再編、サービスセンター及び本社の組織統合等、組織見直しに伴う臨時的業務への対応</u> | ク <u>西日本情報管理センターの廃止に伴う臨時的業務への対応</u> |

3 業務の種類

| 現在（2015年度） | 2016年度 |
|-----------------------------------|--------|
| ・ 共通 ・ 業務 ・ 営業（サービスセンターを除く） | 同様 |

4 延長することができる時間数、休日等（目安時間）

① 一般協定

| 現在（2015年度） | 2016年度 |
|------------|--------|
| 地方段階で整理 | 同様 |

② 特別条項

| 現在（2015年度） | 2016年度 |
|------------|--------|
| 地方段階で整理 | 同様 |

5 特別条項適用における適用事例集

特別条項適用事例集は三六協定締結の際、過半数労働組合支部に手交するものであるが、「西日本情報管理センターの廃止に伴う臨時的業務への対応」の適用に関する考え方について、下線部分を追記する。

| 13 その他の事例 | |
|--|--|
| 【事例】 | 【考え方】 |
| <p><適用可能とする事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年度末業務 ・ サービスセンターにおける未完了案件及び長期案件の増大等に伴う集中処理 ・ 保険金の請求案内等に関するお客さま対応 ・ <u>西日本情報管理センターの廃止</u>に伴う臨時的業務への対応 ・ 感染症流行時の業務運行確保 ・ 以下の事例のうち本社コンプライアンス統括部・警察官署に届け出るほどの重大事故は適用とする。 <p>① 顧客情報等の重要書類及び重要式紙亡失に伴う対応</p> <p>② 業務用鍵類の忘失等に伴う調査等</p> | <p>通常の繁忙事例については、適用不可とする。</p> <p>年度末業務は、1年の最高時間数に限り、適用可能とする。</p> <p>サービスセンターにおける未完了案件及び長期案件の増大等に伴う集中処理業務は、未完了案件等の増大はお客さまの苦情申告につながるものであること、また、代理店における事故等外部要因が関係することから、適用可能とする。</p> <p>保険金の請求案内等に関するお客さま対応については、お客さまへのご請求の案内を充実させる過程において、過去にご請求いただいたお客さまと、現在ご請求いただいているお客さまへのご案内の水準に生じている差を解消するため、より丁寧に請求案内すべき事案等について、過去のご請求分を検証し、お客さまへご案内する取組みを行うものであることから、適用可能とする。</p> <p><u>西日本情報管理センターの廃止</u>に伴う臨時的業務への対応については、労働基準監督署への届出など、外部機関への対応を短期間で実施する必要があること、また、一時的なものであるため、適用可能とする。<u>ただし、適用時期については、12・1月期に限る。</u></p> <p>また、感染症流行時の業務運行確保は、他支店等からの応援を行っても通常の三六協定の範囲内で対応できない場合に限り適用可とする。</p> <p>なお、本社コンプライアンス統括部に報告を要するものや警察官署に届け出るほどの重大事故発生への対処は、通常の業務繁忙を超える繁忙を伴い、また、一時的なものであるため適用可能とする。</p> <p>集中満期の時期については、あらかじめ予想できるものであり、また、計画的な事務処理も可能であることから、適用不可とする。</p> |
| <p><適用不可とする事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集中満期時の事務処理 ・ 式典や各種イベント等の開催準備 ・ 人事異動に伴う事務処理 ・ お客さま資料の整備 | |